

災害により著しい被害を受けた方に対する市税等の特例について

市民部 税務課

☎0854-40-1034

地震、風水害、雪害、火災などの災害により著しい被害を受け、市税又は国民健康保険料の納付が困難になった方は、条例等の定めに基づき市税等（災害を受けた日以後の納期分に限り）の減免を受けられる場合があります。

【住民税】

1. 減免
災害により死亡又は障害者となったとき

事由	減免の割合
死亡した場合 障害者となった場合	全額 9/10

災害により住宅または家財に損害を受けたとき

前年の合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が3/10以上5/10未満	損害の程度が5/10以上
500万円以下	50/100	全額
750万円以下	25/100	50/100
1,000万円以下	12.5/100	25/100

損害の程度とは、住宅または家財の価格に対するその住宅又は家財が受けた損害金額（保険金等の支払を受けたときは、その金額を差し引いた額）の割合

2. 所得税及び住民税の雑損控除
災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、翌年の所得税の確定申告または住民税の申告の際に、雑損控除が受けられます。

雑損控除額は、次のとおりです。

- ① (損害金額－保険金等の受取金額)－(所得金額の合計額×10%)
- ② [(損害金額－保険金等の受取金額)のうち災害関連支出の金額]－5万円
災害関連支出の金額とは損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去のために支出した金額

損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

【固定資産税】

1. 減免

次の区分に従い、減免事由発生の日以後に到来する納付

すべき税額から適用します。

減免の対象	減免割合
(1) 災害により損害を受け、利用価値を減じた土地で、その損害の程度が次のいずれかに該当するもの 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき 被害面積が当該土地の面積の4/10以上8/10未満であるとき	全額 1/2
(2) 災害により損害を受け、利用価値を減じた家屋で、その損害の程度が次のいずれかに該当するもの 家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とするとき	全額 1/2
(3) 災害により損害を受け、事業の用に供しなくなった償却資産	全額

【国民健康保険料】

1. 減免

災害により死亡又は障害者となったとき

事由	減免の割合
死亡した場合 障害者となった場合	全額 9/10

災害により住宅または家財に損害を受けたとき

前年の合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が3/10以上5/10未満	損害の程度が5/10以上
200万円以下	50/100	全額
300万円以下	25/100	50/100
400万円以下	12.5/100	25/100

災害の程度の考え方は住民税の場合と同じ。

《減免申請に必要な書類等》
○災害によって受けた家屋・家財の損害額がわかるもの
被害に関連して支出した金額の明細（見積書、請求書）及び領収書
○損害保険などによる保険金がある場合、その金額がわかるもの
○印鑑
国税（所得税）及び県税（個人の事業税、不動産取得税、自動車税等）についても、減免や申告と納付が猶予される等の特例があります。

詳しくは、
国税：大東税務署 ☎0854-43-2360
県税：島根県東部県民センター ☎0854-42-9520
雲南事務所

までお問い合わせください。

リサイクルにご協力ください

市民部 環境対策課

☎0854-40-1033

9月の古紙回収（ダンボール・雑誌類・新聞紙・広告チラシ）を次のとおり行います。吉田町、掛合町の古紙回収は今までとおりです。

9月古紙回収	
加茂町	3日（日） 第1日曜
大東町 大木町	17日（日） 第3日曜
三刀屋町	10日（日） 第2日曜

【注意事項】

品目ごとに紐でくくり、1絡みは10kg以内にして下さい。持ち出しは当日のみで、各施設内の決められた集積場所にお持ち出し下さい。

犬・ネコの引き取り有料化のお知らせ

市民部 環境対策課

☎0854-40-1033

犬やネコは、私たちと同じ生き物で、終生飼育が原則です。飼い主の一方的な事情で捨てたり、飼育放棄して不幸な犬やネコをつくってはいけません。やむを得ず手放さなくてはならない場合は、責任を持って新たな飼い主を探してください。

また、鳥根県条例が改正され、平成18年10月1日からペットの飼い犬・飼いネコをその飼い主から保健所が引き取る場合には、手数料が必要となります。

国民年金保険料納付は口座振替がおすすめです

市民部 市民生活課

☎0854-40-1031

平成18年度の国民年金保険料額は、月額13,860円です。

納付書により金融機関や郵便局で納めていただきますが、納め忘れをしないためにも口座振替が便利です。口座振替

～介護保険Q & A～（第1回）

【問】健康福祉部長寿障害福祉課 ☎0854-40-1042

介護保険制度についてQ & A形式でお知らせします。

Q1. 介護保険のサービスを利用しなくても、介護保険料を納めるのですか？

A1. サービス利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の方は全員が保険料を納めることになっています。介護保険は支え合いの制度です。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力をお願いします。

Q2. 介護保険料を年金からの天引きではなく、自分で納めることができますか？

A2. 介護保険料は、年金の種類や受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、雲南広域連合からの通知に従って、定められた方法での納付をお願いします。

なお得な早割制度を利用すると、1か月の保険料額は50円割引となります。従来からの口座振替は翌月末に引き落とされますが、早割制度利用の場合、該当月の月末に引き落とされます。そのため、金融機関での手続きの都合から、引き落とし希望の月の前月20日までに申し込みが必要となります。なお、申し込みをされた初回の口座振替に限り、2か月分の保険料

が引き落としになります。そのほかにも、半年（または1年）分まとめて払う前納制度があり、この前納割引（680円割引）と口座振替を利用することにより、合わせて940円の割引となり、さらにお得となります。10月分からの半年納付の申込用紙は、市役所市民生活課各総合センター自治振興課、社会保険事務所、一部の金融機関で取り扱っています。

広告欄

雲南市では生活情報の提供と、産業振興の一助、行財政改革の一環として有料広告枠を設けました。

広告欄

広告掲載をご希望の方は、木次都市開発(株) (広告代理店) ☎0854-42-2221までお問い合わせ下さい。